

もりやま

NO.138

農委だより



令和4年9月15日発行
編集発行
守山市農業委員会
TEL.077-582-1152

もりやまフルーツランドでは、8月上旬から梨狩りが行われ、同じ場所で「梨・ぶどう」が直売されており、市内や県外から旬を味わおうと、多くの来場者で賑わっています。



秋の収穫時期になりました。農業機械での作業には、安全確認をお願いします。
指差呼称『安全ヨシ！！』



お知らせ

滋賀県農地中間管理機構で実施されている「農地の賃貸借（利用権設定）」は、令和5年1月1日以降に新規の権利設定分から手数料が徴収されます。

- 徴収額** 賃貸借契約の金納について、賃借料の1%（消費税別途）を、受け手農家および出し手農家双方から徴収されます。
ただし、激減緩和措置として、原則、令和8年度末を期限として、次の上限額を設けることとなります。
・受け手農家一人当たりの年間手数料総額の上限：2万円（税別）/年
・出し手農家一人当たりの年間手数料総額の上限：2千円（税別）/年

- 徴収方法** 毎年度、受け手農家からは賃料の振替時に手数料を上乗せ、出し手農家からは振込時に手数料を差し引きすることにより徴収します。

- 徴収開始時期** 令和5年1月1日以降の新規の権利設定分から徴収となります。

- その他** 物納については、令和4年3月以降の貸付申出から取り扱いを中止されています。

- 問い合わせ** 滋賀県農地中間管理機構（公益財団法人 滋賀県農林漁業担い手育成基金）
電話 077-523-4123
E-mail shiganou@sepia.ocn.ne.jp



相続登記の申請が義務化されます！

所有者不明土地問題に解決に向けた法律が令和3年4月に改正され、
相続登記の申請が義務化されます。

相続登記の申請が令和6年4月1日から義務化されます。

義務化の施行日（令和6年4月1日）前に発生した相続についても、施行日から3年以内の登記の申請が義務付けられています。早めに法務局で相続登記を行いましょう。

相続登記の一連の手続きは、司法書士などの専門家に依頼することもできます。



詳しくは法務省ホームページ「未来につなぐ相談登記」をご覧ください。

https://www.moj.go.jp/MINJI/souzokutouki_top.html

今こそ検討！節税しながら年金積立！

農業者年金の節税効果についてご紹介します！
老後の備えをお得な制度でコツコツ積み立てしましょう！



ポイント1 保険料は全額社会保険料控除で大きな節税効果！

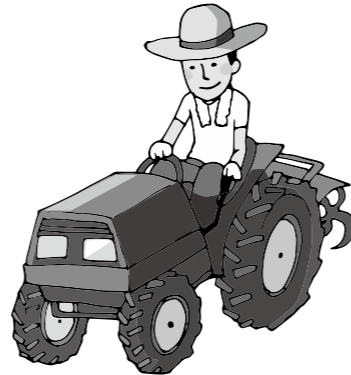
<例> 保険料を年額48万円支払った場合、課税対象所得から全額控除できます。課税対象所得別の減税額については以下の通りです。

課税対象所得	税率	課税対象所得別の減税
195万円以下	15.1%	7万2千円の所得税が減税！！
195万円超～330万円以下	20.2%	9万6千円の所得税が減税！！
330万円超～695万円以下	30.4%	14万6千円の所得税が減税！！

※保険料支払い分で控除される所得税、住民税、復興特別所得税の額の試算です。

ポイント2 保険料は前納納付がおすすめです！

- ◎「前納納付」は翌年分の保険料を一括して納付する方法です。
- ◎「前納納付」は月払いの保険料より、若干の割引があります。



ポイント3 月払いから前納納付への変更で、2ヵ年分の社会保険料控除！

- ◎現在、月払いで保険料を納付されている方は、前納納付に変更することで月払い分（令和4年分）と前納納付分（令和5年分）の2ヵ年分の社会保険料控除を受けられます。
- ※ただし、2ヵ年分の社会保険料控除を受けられるのは変更した年のみとなります。翌年以降は、前納納付した1年分のみが対象となります。

ポイント4 受け取る年金も公的年金等控除の対象、死亡一時金は非課税！

- ◎農業者年金として受け取った年金は、税制上、公的年金等控除の対象となり、65歳以上の方であれば、公的年金等の合計額が110万円までは全額非課税となります。

☆お得な農業者年金に加入しよう

- 加入要件
- ・国民年金第1号被保険者
 - ・年間60日以上農業に従事
 - ・60歳未満

詳しい内容のお問い合わせは、
守山市農業委員会事務局 TEL 077-582-1152
JALレーク滋賀 TEL 077-582-3401



市長との意見交換会

昨年12月に、宮本市長と農業委員の意見交換会を開催しました。

現在、各地域で取り組まれている「人・農地プラン」であるが、地域での話し合いが進まない状況が見受けられるが、取り組みを進めなければならぬ、合わせて集落のリーダーの育成が重要である。これは農業に限らず地域のコミュニティの形成につながる部分でもある。また、農業の形態にも集落ごとに地域性があることから単一の取り組みでないことが重要である。

国が農地の集積・集約化を進める中、農業への関心が薄れていくが、農地の維持管理は不変であることを理解していく課題がある。

農産物の生産には多くの女性が関わっているため、女性の活躍を促すことが出来る女性のための組織の構築など意見がありました。

次世代に農業農村を引き継ぎ、農業の持続的発展に向けて、皆様のご協力をお願いいたします。



農地利用状況調査（農地パトロール）

毎年実施しております農地利用状況調査（農地パトロール）を今年の8月から10月にかけて、農業委員と農地利用最適化推進委員28名を中心に地域の農業組合長等の農業関係者にご協力いただき、市内全域を調査いたします。

農業者の高齢化や後継者不足、市外在住者や農業に従事したことのない人が農地を相続することで農地が管理されなくなり、遊休化する農地が増えてきています。遊休農地となると病害虫の温床や有害鳥獣の隠れ場所となり、近隣農地の農作物への被害、ひいては生活環境への影響も及ぶ恐れとなります。また、農地の所有者や借主は、農地について「農業上の適正かつ効率的な利用の確保に努めなければならない」とされており、耕作ができない場合でも、近隣耕作者に迷惑がかからないよう草刈りをするなど適正な管理をお願いします。

昨年度の調査の結果は、田が49ha畑が41ha、総面積は約90haの遊休農地となり、市内全農地面積の0.6%になりました。農業委員会では、農地を守り次世代に引き継ぐために、同パトロールの調査結果に基づき、土地の所有者に対し農地の利活用を促し、遊休農地の解消に向け活動しております。農業者等の皆様のご協力をお願いいたします。

「人・農地関連法」の見直しがありました

令和4年5月20日に「農業経営基盤強化促進法」と「農山漁村の活性化のための定住等および地域間交流の促進に関する法律」の一部を改正する法律が可決・成立しました。

各地域で策定されています「人・農地プラン」が法定化されることになり、今後、全国の市町村で農地の集積・集約、農地の維持に向け将来像を具体化することになります。

◇改正の概要

- 1 農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律
 - 1) 「地域計画」の策定（人・農地プランの法定化）
 - 2) 農地の集約化等
 - 3) 人の確保・育成
- 2 農山漁村の活性化のための定住等および地域間交流の促進に関する法律
 - 1) 活性化計画に「農用地の保全等に関する事業」を追加
 - 2) 所有権移転等促進計画に「農用地の保全等に関する事業」を追加
 - 3) 活性化計画の策定・実施での協議会の設立
 - 4) 農林漁業団体等の法人化を促進

※詳しいことは、今後国より示されてまいります。

農業に役立つ情報をお届けする新聞です。



月4回発行毎月700円
お申し込みは農業委員会へ